

情報理論とその応用サブソサイエティから授与する感謝状等に関する規程

情報理論とその応用サブソサイエティ

2018年9月19日制定

2019年2月4日改訂

第1条 目的

本規程は、情報理論とその応用サブソサイエティ（以下、本サブソサイエティと称する）における各種の活動および情報理論分野において、電子情報通信学会の会員、非会員を問わず、多大な貢献をした個人もしくは団体に感謝の意を示すために表彰することを目的として定める。

第2条 審議委員会

被表彰候補者を決定するために審議委員会を設置する。審議委員会のメンバーは本サブソサイエティのサブソサイエティ委員会のメンバーが兼務する。審議委員会の委員長はサブソサイエティ長が務め、他の審査委員は、副サブソサイエティ長、庶務担当とし、必要に応じてサブソサイエティ委員会の他のメンバーからサブソサイエティ長が指名するものとする。

第3条 表彰の種類の案と被表彰候補者の決定

審議委員会の結論にもとづき、審議委員長が表彰の種類の案と被表彰候補者を決定し、選定の理由とともに本サブソサイエティ委員会に報告する。

第4条 表彰の種類と被表彰者の決定

審議委員会の報告にもとづき、サブソサイエティ委員会にて審議し、表彰の種類と被表彰者を決定する。

第5条 授与方法

情報理論とその応用シンポジウムの席上で、サブソサイエティ長より、表彰状を贈呈

する。

第6条 賞金等

賞金はもうけない。

第7条 規程の改訂

本規程の改訂は、本サブソサイエティ委員会の審議を経て承認を得ることでなされるものとする。

附則

この規程は、2018年9月20日より施行する。

改訂履歴

2019年2月4日、「規定」を「規程」に修正した。